

## 岡崎ものづくり推進協議会広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により、岡崎ものづくり推進協議会（OMS）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することによる岡崎ものづくり推進協議会の新たな財源の確保又は経費の削減に努めることにより、岡崎地域の製造事業所の向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる岡崎ものづくり推進協議会（OMS）の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 岡崎ものづくり推進協議会（OMS）の広報誌その他の印刷物
  - イ 岡崎ものづくり推進協議会（OMS）のウェブサイト
  - ウ アとイで掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産で会長が定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

### (広告の範囲)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、当該広告媒体が岡崎ものづくり推進協議会の所有物であることから、その掲載内容につき、法令を遵守し、品位を損なわない、社会的信用度が高いものに限るものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。
- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治活動に係るもの
  - (4) 宗教活動に係るもの
  - (5) 意見広告に係るもの
  - (6) 個人の宣伝に係るもの
  - (7) 良好な景観の形成若しくは風致の維持に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適當であると会長が認めるもの
- 3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告に関する基準は、別に定める。

### (広告媒体の種類等)

第4条 広告掲載を行う場合においては、広告媒体の種類、規格及び掲載位置、広告掲載の募集方法、広告料の額及び徴収方法並びに掲載する広告の選定方法を広告掲載に係る広告媒体の主管長が定めるものとする。

(広告掲載の取消し)

第5条 岡崎ものづくり推進協議会（OMS）会長は、広告媒体に掲載しようとする広告が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき、同条第3項に定める広告媒体に掲載できる広告に関する基準に抵触することとなったとき、広告主が前条の広告料を指定する期日までに納入しなかったとき、その他会長が特に広告掲載を適当でないと認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告主の責任等)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告料の還付)

第7条 納入された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告料には、利子を付さないものとする。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、主管長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。